

経営体育成支援事業実施要綱

第1 趣旨

農業従事者の減少と高齢化が進む中において、農業の持続的発展を図りつつ、国民への食料の安定供給を図るためには、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、人・農地プラン（戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2の1に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知。以下「経営再開要綱」という。）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。）を作成し、地域の将来を担う中心経営体（人・農地要綱第2の1及び経営再開要綱第2の1の地域の中心となる経営体をいう。）を明確化するなど地域農業の担い手（以下「中心経営体等」という。）の育成・確保を図ることが喫緊の課題となっている。

このような課題を踏まえ、中心経営体等が、経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等について支援することとする。

第2 目標

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、人・農地プランを作成し、中心経営体等の育成・確保に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む地域を支援することにより、中心経営体等の育成・確保を図るものとする。

第3 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、人・農地プランを作成した地域が抱える担い手の育成・確保に関する課題を明確にするため、事業実施主体が経営体育成支援計画（今後の地域農業を担う中心経営体等の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めたものをいう。以下「支援計画」という。）を作成し、第2に掲げる目標の達成に向けて実施する助成事業等に対して支援するものとする。

2 事業の内容

本事業は、中心経営体等の育成・確保を図るものとして、次に掲げる事業により構成し、事業内容、事業実施主体、承認基準及び補助率は、別表に掲げる内容とする。

ただし、災害等が生じ、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が特に緊急に対応する必要があると認める場合においては、次に掲げる事業のほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

この場合においては第3の1、3、4、6及び7、第4、第5並びに別表の規定は適用しないものとし、事業の実施方針、事業内容、事業実施主体、補助率その他事業の実施に必要な事項は、経営局長が別に定めるところによるものとする。

(1) 融資主体型補助事業

(2) 追加的信用供与補助事業

3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成23年度から平成26年度までとする。

4 事業実施地区

支援計画に基づき実施する事業については、適切な人・農地プラン（人・農地プランのうち、経営局長が別に定めるところにより、その適切性が都道府県知事によって確認されたものをいう。以下同じ。）を作成した地域内で行われるものとする。また、支援計画に基づき実施する事業については、原則として農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。以下同じ。）内において行われるものとするが、農業振興地域外であっても、同事業が行

われる農業振興地域内の地区と隣接する地域であって、かつ、農業振興地域内で行われる当該事業と一体的に事業を実施することが中心経営体等の育成・確保を実現する上で適当であると認められる地域については、農業振興地域内で行われる事業と併せて、同事業を実施することができるものとする。

なお、支援計画に基づき実施する事業における「事業実施地区」は、原則として人・農地プランを作成する地域と一致させるものとするが、中心経営体等の育成・確保のために必要な場合には、人・農地プランを作成する地域の一部又は隣接する複数の人・農地プランを作成する地域（当該地域の一部を含む。）を支援計画に基づき実施する事業における「事業実施地区」とすることができる。

5 成果目標

支援計画に定める成果目標は、当該事業実施地区における中心経営体等の育成・確保に関する目標を設定するものとする。

6 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

7 実施手続

(1) 支援計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項を定める支援計画を作成するものとする。なお、支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。

ア 事業実施地区の成果目標

イ 施設整備計画

ウ その他必要な事項

(2) 支援計画の承認等

ア 事業実施主体は、支援計画を都道府県知事に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 都道府県知事は、アにより提出を受けた支援計画について、経営局長が別に定める要件を全て満たす場合に、当該支援計画の承認を行うものとする。

なお、都道府県知事は、承認を行うに当たっては、その承認しようとする支援計画の成果目標の妥当性等について、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、承認を受けた支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、当該事業実施主体が所在する地域を対象区域とする農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に当該支援計画の写しを送付するものとする。

(3) 支援計画の重要な変更

(2)により承認を受けた計画について、経営局長が別に定める重要な変更を行う場合は、(2)に掲げる手続に準じて行うものとする。

第4 目標達成状況の報告等

1 事業実施主体は、支援計画の承認年度から目標年度前年度までの間における毎年度、経営局長が別に定めるところにより、支援計画に定められた成果目標の達成状況を都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、1による報告を受けた場合は、その内容について点検し、支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して適切な指導を行うとともに、その点検結果及び指導内容を地方農政局長に報告するものとする。

3 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、当該年度における成果目標の達成状況の点検を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。

4 事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、成果目標の達成状況及び点検結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、経営局長にあっては、3による地方農政局長からの報告（北海道にあっては2による報告）を取りまとめ、公表するものとする。

第5 事業の評価

支援計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、経営局長が別に定めるところにより、目標年度における支援計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価し、都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、この結果を踏まえ、必要に応じ事業実施主体に対して指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を地方農政局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 4 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあっては、3による地方農政局長からの報告（北海道にあっては2による報告）を受けた評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

第6 事業の推進体制等

- 1 都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、融資機関及び基金協会との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取り組む事業実施地区が、都道府県域を超える場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

- 2 事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるものとする。

また、事業実施地区が複数の市町村にまたがる場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

- 3 農林水産省本省、地方農政局、地域センター（北海道農政事務所を含む。）及び内閣府沖縄総合事務局は、効率的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導・助言に当たるものとする。また、国、都道府県、市町村及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本事業の円滑な推進を図るものとする。

第7 関連施策との連携

事業実施主体は、本事業以外の中心経営体等の育成・確保に関する各種施策の積極的な活用を努めるものとする。

第8 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 2 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言をすることができる。
- 3 地方農政局長は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、事業実施主体又は都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 4 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講じることができる。

第9 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、経営局長が別に定めるところにより、本事業の実施に必要な経費について、補助するものとする。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、経営局長が別に定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）に掲げる事業をいう。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイに掲げる事業をいう。）及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知。）第3の2の（1）のウ及び（2）のイに掲げる事業をいう。）により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、要綱第3の2の（1）のウの経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年5月14日から施行する。

別 表

事業内容	事業実施主体	承認基準	補助率
<p>1 融資主体型補助事業</p> <p>この事業は、支援計画に基づき、適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が農業経営の発展・改善を目的として、主として融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用し、事業を行う場合において、当該整備事業に係る経費からプロジェクト融資の額を除いた自己負担部分について助成を行う事業とする。</p> <p>なお、この事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。</p>	市町村	経営局長が別に定める要件を満たしていること。	3/10以内（ただし、経営局長が別に定める場合を除く。）
<p>2 追加的信用供与補助事業</p> <p>この事業は、支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、1の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に</p>	市町村	—	定額

伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行う事業とする。			
----------------------------------	--	--	--

附則

- 1 この要綱は、平成25年2月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前のこの要綱により支援計画の承認を受けている事業へのこの要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。